

# 授業進行タイムテーブル(北陸中学校)

野坂佳生会頁(福井)

4

時刻	所要分	テーマ	内容	資料	備考
19日(月)					
1:20 PM	0:10	あいさつ・導入	自己紹介・弁護士の仕事の概要・生活の中でルールが果たしている機能		机配置は普通の教室形式
1:30 PM	0:05	生活の中のルール	身の回りにあるルールをひろいあげてみる	ワークシート1	
1:35 PM	0:05	ルールの成立	それらのルールは誰がつくったのか・何のためにつくったのか	ワークシート1	
1:40 PM	0:05	ルールの必要性	それらのルールがなかったらどうなるか	ワークシート1	
1:45 PM	0:05	オゾンリテイ(権威)	それらのルールを守らせているのは誰か・守らないとどうなるか	ワークシート1	
1:50 PM	0:05	権威の必要性	ルールを守らせる立場の人がいないとどうなるか	ワークシート1	
1:55 PM	0:05	権威の由来	ルールを守らせる立場の人は、なぜそんなことができるのか	ワークシート1	
2:00 PM	10:00	まとめ	憲法・法律・国際法について、成立過程と権威の所在を考えてみる		
20日(火)					
時刻	所要分	テーマ	内容	資料	備考
8:50 AM	0:05	導入	ルールを評価することの必要性について		机配置は普通の教室形式
8:55 AM	0:10	ルールの評価	設例についてルールの良し悪しの評価を行ってみる	資料2	
9:05 AM	0:05	ルールの合法性基準	良いルールとはどのようなルールかについて考えてみる	資料2	
9:10 AM	0:10	公正さとは何か	良いルールの条件である公正(配分的正義)について考えてみる	資料3	
9:20 AM	0:10	類似の原則	配分的正義を判断するための思考の道具として「類似の原則」を学ぶ	資料3	
9:30 AM	0:10	まとめ	消費者法や労働法について「類似の原則」との関係で考えてみる		
21日(水)					
時刻	所要分	テーマ	内容	資料	備考
10:30 AM	0:05	導入	設例の説明・ディスカッションに際しての留意点の説明		机配置は6人×6テーブル
10:35 AM	0:05	ディスカッション準備	テーブルごとの役割分担の決定・テーブルリーダーの決定		
10:40 AM	0:20	ディスカッション	各テーブルごとに解決案を討論・決定	資料4[設例]	
11:00 AM	0:20	プレゼンテーション	各テーブルごとに解決案を提案・質疑応答	資料5[ワークシート]	3分×6テーブル
11:20 AM	0:05	全体ディスカッション	各案の比較検討		
11:25 AM	0:05	総括	身の回りの問題を自分たちで考えて解決することの重要性	感想アンケート	

	身の回りにおける ルールの例	つくった人	つくられた理由	そのルールがないと どうなるか	守らないと どうなるか	守らせて いる人	その人の権限の根拠	ないとどうなるか
家庭							<input type="checkbox"/> 道徳的信念 <input type="checkbox"/> 社会習慣 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 法律や規則	
学校							<input type="checkbox"/> 習慣 <input type="checkbox"/> 道徳的信念 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 法律や規則	
社会							<input type="checkbox"/> 習慣 <input type="checkbox"/> 道徳的信念 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 法律や規則	

	ルールの例	評価	どこが良くないか	良いルールの条件
1	<p>男子バスケットボール部は、毎週月曜日から金曜日までと、必要があれば日曜日にも体育館のバスケットコートを使って練習することができ、女子バスケットボール部は、毎週土曜日に体育館のバスケットコートを使って練習することができる。男子バスケットボール部が日曜日に体育館を使わないときは、女子バスケットボール部が使うのもよい。</p>			
2	<p>北陸中学校の生徒は、授業中の発言以外には、学校内で口をきいてはいけない。</p>			
3	<p>もしもテストの成績が悪かった場合には、2週間の間、毎日放課後に2時間ずつの補習授業を受け、その後、再度テストを受けなければならない。</p>			

設例	どんな利益や負担が分けられるか	それはどんな人達の間で分けられるか	必要性の点で違いがあるか	能力の点で違いがあるか	適格性の点で違いがあるか	あなたならどうする
1 男子バスケットボール部は、全国大会に出場することになったので、これから全国大会が始まるまでの間は、毎日、体育館のバスケットコートを使い、男子バスケットボール部だけを練習したいと言っています。あなたが校長先生だったら、どうしますか？	「バスケットコートという利益を確保する」という利益	男子と女子のバスケット部	男子は全国大会のために練習しないといけない(バスケットの必要性が高い)	「バスケットコートという点では、特に違いはない	全国大会への出場権を得た(全国大会にむけて練習する資格がある)	<input type="checkbox"/> 要求を認める <input type="checkbox"/> 要求を認めない
2 クラスのAさんが病気で入院したので、みんなが話し合っていて、毎日交代で授業のノートをとってAさんに持たせてあげてあげました。でもB君は「僕は字がへたで読みにくいし、じょうずにノートもとれないから、かんばんしてよ」と言っています。あなたがクラス委員長だったらどうしますか？	「授業のノートをこつとってAさんのとこへ持っていく」という負担	クラスの全員				<input type="checkbox"/> B君を当番からはずす <input type="checkbox"/> はずさない
3 C君は学校の期末試験で良い点数をとったので、両親に新しいゲームソフトを買ってもらいました。すると、A君の弟が「お兄ちゃんだけずるい。僕にも何かゲームソフトを買ってほしい。」と言いました。あなたがお父さん(お母さん)だったら、どうしますか？	「新しいゲームソフトを買ってもらう」という利益	C君と弟				<input type="checkbox"/> 弟にも買ってあげる <input type="checkbox"/> 今回はがまんさせる

あなたは、ある中学校の3年生で、バスケットボール部のキャプテンです。さて、大会が近づいたある日、レギュラー選手のひとりが、練習中にけがをしてしまいました。大会までに治る見込みはありません。あなたは、レギュラー選手以外の部員の中から、誰かひとりを選んで大会に出場させなければなりません。候補となる選手は、下の5人です。あなたは、もちろん大会でできるだけ良い成績を残したいと思っています。しかし、来年のチーム作りのために、下級生に経験を積ませておくことも考えておいたほうがよいかもしれません。

長谷川

3年生です。伊良部や野茂のほうが僕より少しうまいと思うけど、僕は3年間、1日も休まずに練習に出てきました。でも、今までに一度も公式戦に出してもらったことがないんです(T T)。最後の大会なので、両親も試合を見にくると言っているし、3年間の思い出に一度くらい公式戦に出たいです。

伊良部

僕も3年生です。練習は適当にサボってましたけど、補欠選手の中でレギュラーに近い力を持っているのは野茂か僕やろね。でも、野茂はいま手首を捻挫してるから、チームのピンチを救えるのは僕しかおらんやろ。今までに公式戦に出たことも何度もあるで。僕のことを不真面目なんて言うやつがいるけど、結果を出せば文句ないやろ。

野茂

同じく3年生です。僕も公式戦に出たことは何度もあります。技術面からいうと、伊良部か僕がいちばんうまいね。少し落ちて、長谷川、石井、松井が横一線かな。いま、ちょっと手首を捻挫してるけど、出ると言われればそのへんは根性でカバーするさ。だいたい、伊良部みたいな不まじめなのを出しちゃ、チームの士気にかかわるよ。

石井

2年生ですけど、来年のレギュラー候補と言われてます。公式戦の経験はまだありません。練習にもまじめに出てきましたが、先週1週間、かぜをひいて休んでしまいました。

松井

1年生です。まだ長谷川先輩や伊良部先輩にはかないませんが、新入生の中で素質はいちばんと言われてます。まあ、自分で言うのもなんですが、期待の新人といったところでしょうか。出ると言われれば、精一杯がんばります。

皆さんがこのチームのキャプテンだったとしたら、誰をレギュラーに選びますか？

もちろん「ただひとつの正解」というものはありません。しかし、「なぜその結論を出したか」ということを、部員みんなにきちんと説明できることは大切です。これまでの授業の中で出てきた「考えるための道具」を使って考えてみてください。



ディスカッションワークシート

選手名	学年	公式戦経験	実力	現在の調子	練習態度	メモ
長谷川	3年					
野茂	3年					
伊良部	3年					手首を捻挫
石井	2年					痛みあがり
松井	2年					

何が問題になっているか	どんな利益や負担が分けられるか	それはどんな人達の間で分けられるか	必要性の点で違いがあるか	能力の点で違いがあるか	適格性の点で違いがあるか	誰を選ぶ?
<p>けがをしたレギュラー選手のかかわりに、誰を大会に出すか。</p> <p>「大会の公式戦に出られる」という利益</p>	<p>「大会の公式戦に出られる」という利益</p>	<p>バスケット部員（控え選手） 【候補は5人】</p>				

# アンケート

質問1 今回の授業内容について、興味が持てましたか？

- とても興味が持てた。
- まあまあ興味が持てた。
- どちらでもない。
- あまり興味が持てなかった。
- とってもつまらなかった。

質問2 今回の授業内容は、難しかったですか？

- とても難しく、理解できなかった。
- 少し難しく、理解できないところがあった。
- どちらとも言えない。
- あまり難しくなくて、だいたい理解できた。
- 全然難しくなくて、よく理解できた。

質問3 今回のような授業は、社会に出てから役に立つと思いますか？

- とても役に立つと思う。
- ある程度は役に立つと思う。
- わからない。どちらとも言えない。
- あまり役に立たないと思う。
- 全然役に立たないと思う。

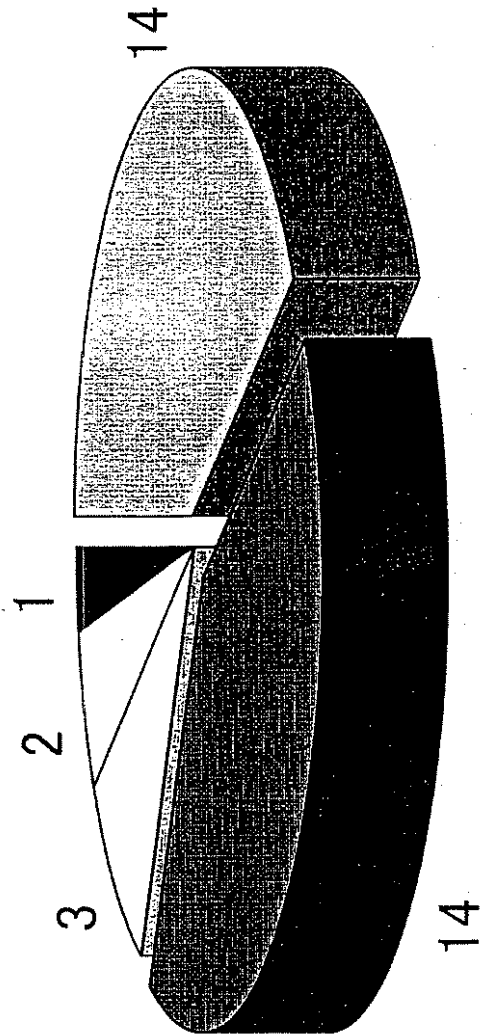
質問4 このような内容のセミナーが夏休み中にあったら、参加してみたいと思いますか？

- ぜひ参加してみたい。
- 自由研究などの夏休みの宿題として使えるのなら、参加してみてもよい。
- わからない。どちらとも言えない。
- あまり気乗りがしない。
- 絶対に参加したくない。

質問5 今回の授業について何か感想や意見があれば、どんなことでも自由に書いてください。

3年( )組 名前[ ]

Q1. 授業内容に興味がありましたか



とても興味がありました。

まあまあ興味がありました。

どちらでもない。

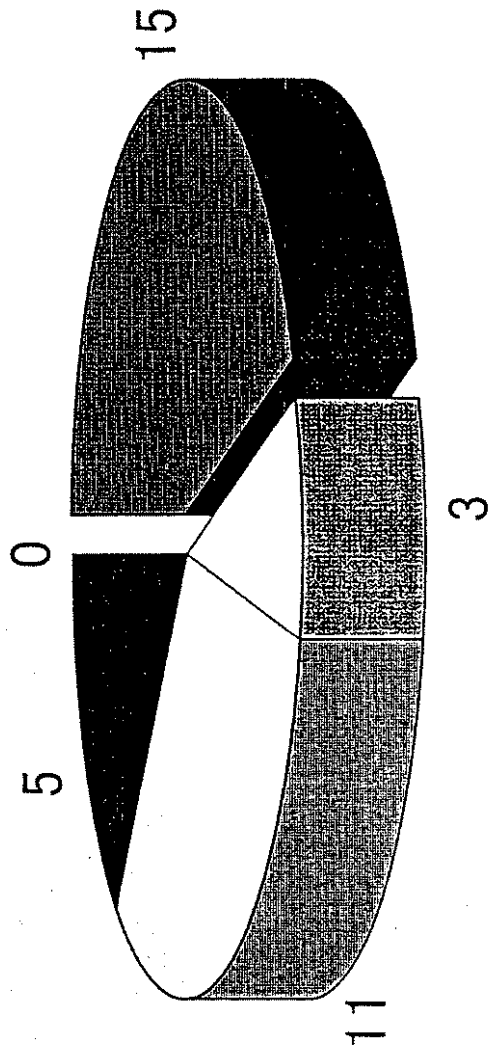
あまり興味がありませんでした。

まったく興味ありませんでした。

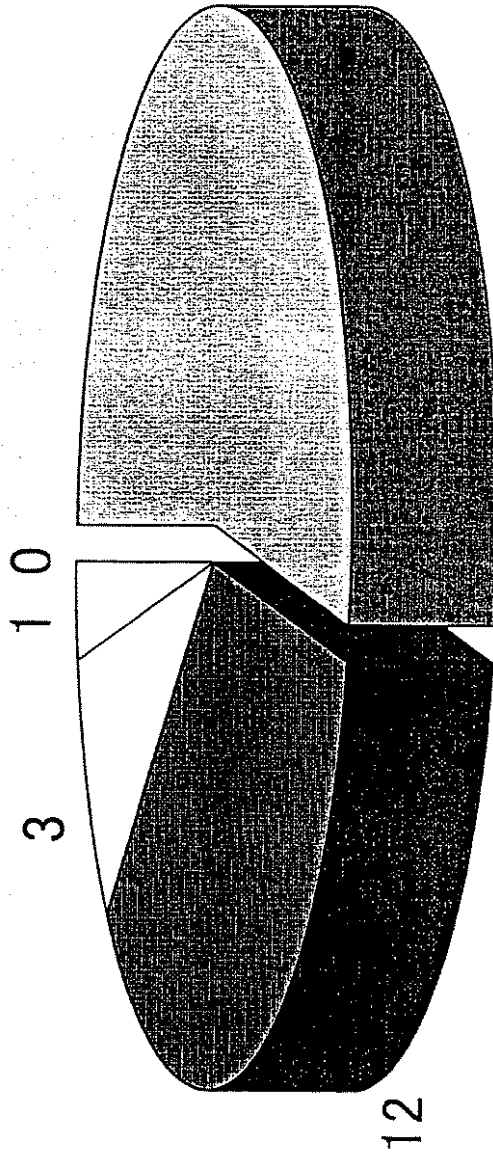


## Q2. 授業内容は難しかったですか？

- とても難しく、理解できなかつた。
- 少し難しく、理解できないところがあつた。
- どちらとも言えない。
- あまり難しくなくて、だいたいの理解できた。
- 全然難しくなくて、よく理解できた。



Q3. このような授業内容は社会に出てから役に立つと思いま  
すか？



とても役に立つと思う。

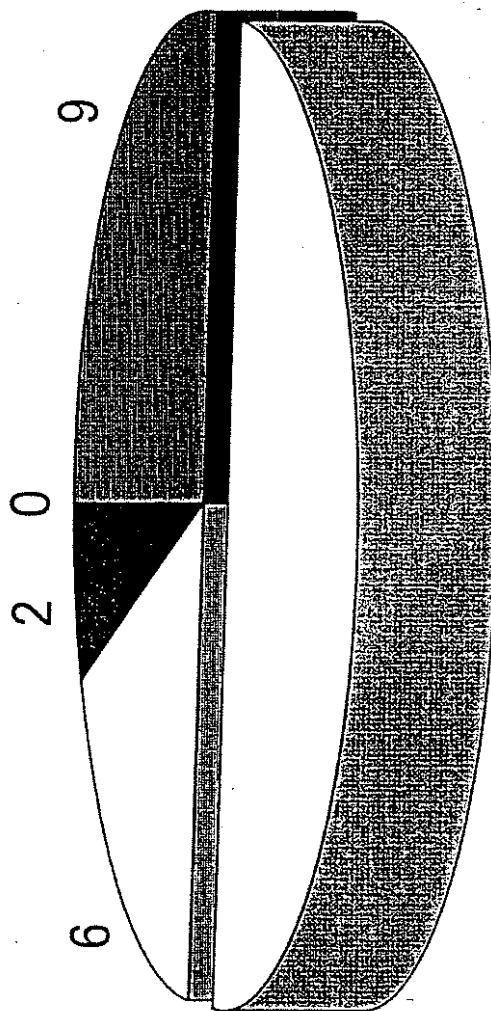
ある程度は役に立つと思う。

わからない。どちらとも言えない。

あまり役に立たないと思う。

全然役に立たないと思う。

Q4. 夏休みにこのような内容のセミナーがあったら参加してみたいと思いますか？



ぜひ参加してみたい。

自由研究などの夏休みの宿題として使えるのなら、参加してみてもよい。

わからない。どちらとも言えない。

あまり気乗りがしない。

絶対に参加したくない。

[自由意見欄]

太字は同旨感想複数

(どちらかと言えば肯定的な意見)

- ・とても良い経験になった。
- ・身の回りの問題に関連して考えたのでわかりやすかった。
- ・少し難しかったが、こんな経験はあまりないので貴重だと思った。
- ・今回の授業をこれからの人生に生かしていきたい。
- ・弁護士になることも考えてみようと思った。
- ・思っていたよりも難しくなかった。
- ・自分の判断の理由をきちんと説明できるようになりたい。
- ・これからの人生に役に立つと思うし、このようなものの考え方をもちたい。
- ・法律とは堅いものではなく人間関係を解決する道具なんだと思った。
- ・正解を出すことが大切なのではなく、答えを出した理由が大切だということがわかった。
- ・人によって違う考えを持っており、自分とは違った考え方を聞くことも大切だと思った。
- ・弁護士という仕事の意外な面がわかっておもしろかった。
- ・グループでディスカッションしたので、楽しめたし勉強にもなった。
- ・すごく大切なことを学んだ気がする。
- ・わかりやすい説明で、楽しんで授業を受けることができた。
- ・またこのような授業を受けてみたい。

(どちらかと言えば否定的な意見)

- ・言葉づかいをもう少しやさしく(具体的に)してほしい。
- ・考える内容が難しかった。
- ・答えをひとつにまとめなくてよい(正解はない)と言われると、かえって議論が難しかった。

立命館宇治高等学校における「法教育」の取り組み  
—法教育は民主主義の「米」「味噌」「醤油」—

立命館宇治高等学校  
社会科

太田 勝基

- 1、本校の実施してきた「法教育」歩み
  - I、1999年から2001年  
弁護士出張授業『法むるーむ』  
大阪地方裁判所傍聴  
模擬裁判「ともかく じみお 住居不法侵入窃盗未遂事件」
  - II、大阪弁護士会と連携  
市民のための法教育  
子どもの権利委員会  
司法改革と裁判員制度
  
- 2、2002年度の新たな取り組み  
—「実務法学（法学入門）」授業の実践—
  - I、現職弁護士と教員による共同の授業
  - II、公判資料による模擬裁判「ホームレス殺人事件」の実施（実習課題）
  
- 3、「法学教育」と「法教育」
  - I、新たな学力 民主社会の基盤の強化のために  
道徳教育を乗り越えるものを  
人権学習は福祉政策学習か。自己の権利を自ら守る学習か。
  - II、テキスト「わたしたちと法」  
日弁連 市民のための司法教育委員会 法教育プロジェクト  
大阪弁護士会 司法改革本部法教育部会との共同研究

立命館宇治高等学校における「法教育」の取り組み  
—法教育は民主主義の「米」「味噌」「醤油」—

立命館宇治高等学校  
社会科

太田 勝基

(1) 法教育という考え方について

「法教育」という言葉はアメリカにおける Law-Related Education の訳語として使われはじめた言葉である。アメリカではロースクール等での法律家養成教育である「法学教育」と区別して1930年代から市民の法や法制度に対する理解や法形成過程への参加を促進する学校教育として実践されるようになった。後、1960年代には全国規模で実践されるようになり今日に至っている。ここでは、主に、法律専門家でない人々を対象に、法、法形成過程、法制度、これらを基礎付ける基本原則と価値に関する知識と技術を身に付けさせる教育を行っている。

(2) 本校におけるこれまでの「法教育」取り組み

本校における法教育の取り組みは、1999年に実施した模擬裁判（2法廷で実施）に始まる。当時、大阪弁護士会こどもの権利委員会が「学校で弁護士が授業をしよう」という取り組みを開始されていた中、本校に相談があり、「現代社会」の授業改革を取り組んでいた本校でも積極的に応えて行くこととなった。特に、現職の弁護士が授業をする「法むる一む」は、交通事故や悪徳商法といったテーマで展開され、生徒にとって大きな刺激となった。この刺激は、次の模擬裁判（住居侵入・窃盗未遂事件）へと生徒の意欲をかき立て、放課後の課外活動として位置付けたにもかかわらず、45名が参加し取り組むことができた。また、大阪地裁の裁判傍聴を希望者のみ30名の参加で実施した。

翌年2000年にも、「現代社会」の授業の中で5月中旬に「法むる一む」授業の実施、同月下旬に大阪地方裁判所裁判傍聴、また、模擬裁判を同様のシナリオ（住居侵入・窃盗未遂事件）で法廷数を増やし、三法廷で取り組んだ。

2001年度にも、現代社会の授業の中で5月中旬に「法むる一む」授業の実施、同月下旬に大阪地方裁判所裁判傍聴、また、模擬裁判を同様のシナリオ（住居侵入・窃盗未遂事件）で三法廷で取り組んだ。この年度には、本校の取り組みにあわせ、法学部との連携を前進させ、二年生で、年間三回の法学部の教員による講座の設定。三年生では、法学部の二単位（法学特殊講義）を先取りできる「法学基礎講座」を設定した。

2002年は、この間の実践を検討し、正規の授業として一連の取り組みを整理し直した。これまで、現代社会の授業での特別講座としての「法むる一む」、希望者による大阪地方裁判所傍聴、課外活動としての模擬裁判を正規の授業として位置付け「法学入門」を開講した。

これまで、様々な形で協力をいただいた大阪弁護士会所属の弁護士を非常勤講師とし依頼し年間の講義を組み立て、体系的、実践的な教育プログラムを作成した。

(3) 2002年度「法学入門」の授業について

この講座は、法学部の司法専攻に進み、更には法律学特修コースにも進もうという意欲を持った人に開講される講座と位置付け、大阪弁護士会の弁護士による講義や演習を取り入れながら、大学で法学を学ぶうえでの基本的な内容を高校段階から履修し、大学卒業後には法科大学院への進学や司法試験への挑戦を目指すことを想定した。具体的には、各講師が、具体的な事件を基に「法について」「過去と現在の判例学習」「実際の事例をもとにした裁判の組み立て」などを学習させた。事実に対して法がどう適用されて行くのかを帰

納法的に学習させることをねらいとした。その中で実際の裁判傍聴もこれまでの希望者による取り組みと違い生徒が学習目標を持って参加する点が重要な相違点となった。

また、講座の集大成として模擬裁判を自分たちで最初から運営していくことを目指して、前年度までのシナリオを用意したものでなく、起訴状から作成するという取り組みとなった。

#### (4) 2003年度に向けて「法教育」と「法学教育」

2002年度の実践も各講師の協力の基で大きな成果を上げようとしている。しかし、このような実践は大学における法学部の教育の先取り前倒し教育であると言う批判は否めない。また、大学付属校と言う条件下での実践であるという指摘も正しいものかもしれない。しかし、本校の実践は年間をとおして現職の弁護士が教壇に立ち、しかも受講した生徒が大きな満足感を得たことは間違いない。明治期に学校制度が造られて以来、わが国では永く学校は「鎖国」状態であった。今日、教員が教えるという教育のあり方から大きな変革期をむかえた。本校の実践で現職弁護士が単位を認める教科を年間にわたって教員と共同で創ったと言うことの意味は大きいのではなかろうか。

また、法学部に進学するかしないに関わらず、高校段階で法的ものの考え方を見につける訓練は、今後、一層深化するわが国の「法化社会」で、責任ある市民として活躍する上で是非とも必要とする学力の一つである。

しかし、それでもなお、大学における法学部の教育の先取り前倒し教育であると言う批判、また、大学付属校と言う条件下での実践であるという指摘に答えることにはならない。一方では、教育現場において、児童、生徒をめぐる家族関係を含めた価値観の多様化は「道德教育」の閉塞観を生みはじめている。そこで、道德教育に変わる新たな視点としての「法教育」の実践を考えることが重要となってくるのではないだろうか。

自由で公正な民主主義社会の構成員として、自分たちの身の回りに起こっている様々な問題についていかに主体的に考え、どのようにして公正に判断するかを学び、憲法が前提としている、個人の尊厳を第一とする自由で公正な民主主義社会の構成委員を育てる教育の柱となる科目が必要である。自分で決定したことは自分で責任をとるという、自己責任を基本とし、また仮に紛争が生じた場合、そこでは「数の多さ」や「力」で解決するのではなく、「正しさ」や「理」を体現した公正なルールを用いる、スキルを学ばせることが大切になる。これは、法律を前提とした「法学教育」ではなく、「法教育」と位置付けできるものであろう。

#### (4) 「法教育」実践にむけて

このような「法教育」の実践には、アメリカ Center for Civic Education が編集したテキスト Foundation of Democracy (日本語訳「法とわたしたち」)を研究、検討した教材を、各中等教育機関(公立、私立中学校高等学校)で、教育実践が可能となる方向で、教材として完成させ、仮称「法教育テキスト—法とわたしたち(日本版)」を作成することが急がれるのではないか。

すべての生徒が、社会に対して積極的に貢献できる有能で責任ある市民になることをめざし、そこでは、法理論、とくに、裁判過程での、事実認定、法的三段論法、解釈手法等の法的思考を要求するものではなく、本当に問題になっていることを見つけ出す技術、さらに、その問題を分析する技術を養い。こうしたプロセスを通じて、自己の意見を確立する技術を育てることを、この科目では位置付ける。

なお、本校では、2003年度より、更に本年実施の「法学入門(実務法学)」に加えて「法学I(法とわたしたち)」(二年生)で授業実践を行う予定としている。

時間	章	素	( )	項目
1				初めに
2		1. 法とは何でしょうか	1	法とは何でしょうか
3			2	法の目的とは何でしょうか
4			3	法はどのように適用されるのでしょうか
5	1. 法	2. 裁判制度を学習してみよう	1	裁判はどのような流れで行われるのでしょうか
6			2	裁判での正義に基準とは何でしょうか
7		3. わが国の政治の基本を見てみよう	1	法の変遷
8			2	国民主権
9			3	人権と新しい人権
10	2. 自由	1. 自由を考える	1, 2, 3,	
11		2. 自由の衝突を考える	1, 2, 3,	
12			4, 5	
13		3. 自由が制約される時を見てみよう	1, 2	
14		特別講義I 「自由」はどのように守られるのか		弁護士*****
15		1. 責任と権利は、なぜたいせつなのでしょう。	1	責任とは何でしょうか
16			2	権利とは何でしょうか
17			3	なぜ責任を果たすことが必要なのでしょう
18			4	権利を主張することは民主主義社会にとってなぜ大切なのでしょう
19		2. 責任を果たすことが社会や個人にとってなぜ必要なのでしょう。	1	責任を果たすことで社会や個人はどのような利益がもたらされるのでしょうか
20			6	あなたが責任を果たすことを決断する時はどのような基準で判断するのでしょうか。
21	3. 責任と権利		3	新しい責任を果たすことを決断する時の基準を考えてみよう。
22		3. 集団や個人の果たすべき責任がぶつかる時、どのように調整されるのかを考えてみよう。	1	責任と責任がぶつかる時とはどんな時で
23			2	わたしたちはぶつかりあう責任をどのように選択しているのでしょうか。
24		4. だれが責任を果たすのか	1	だれが責任を果たすべきでしょうか。
25			2	どのような考え方で、責任を果たすべき人を決定するのでしょうか。
26				この事故は、だれに責任があるのでしょうか。
27			3	
28		特別講義II		講師
30		5. 公正とはなにかを考えてみよう。	1	公正な権力と公正でない権力の違いを考え
31			2	公正とはどのような基準で決まるのでしょうか。
32			3	公正であることがなぜ必要なのでしょう
33			4	あなたの地域に24時間営業のコンビニエンスストアができることになりました。開店に賛成の人も反対の人もいます。公正な方法で解決してみましょう。
34	4. 公正			市議会で条例をつくろう。
35				
36			5	学級委員を選んでみよう
37		2. 公平なルールとはどのようにしてつくられるのでしょうか。	6	ルールや法律を評価してみよう。
38			7	新しい法律をつくろう。
39		3. 公平なルールは、社会にどのような効果を生むのでしょうか。	8	市のすべての路上、歩道、駐車場でスケートボードを行うことを禁止するという条例案をつくろう。
40				
41				
42		1. 正義とはなんでしょうか。	1	何が正義でしょうか
43			2	正義を分類してみよう
44		2. 正義によって不正を公正に判断することができます。	1	
45			2	
46		3. 正義によって不正や侵害を防ぐことができます	1	
47			2	
48			3	
49		4. 正義はどのような手続によって実現するのでしょうか。	1	
50			2	
51		特別講義III		講師
52		1. 良識とはなんでしょうか。	1	



53	6、良識	2、良識はどのようにしてつくられるのでしょうか。	1	
54		3、良識によって人々の生活は快適になるのでしょうか。	1	
55		4、交通事故でおとうさんが、その時	1	
56		5、わたしたちの隣の県で「震災」が。その時	1	何ができるか考えよう
57			2	具体的な政策を考えよう
58	まとめ			
59	予備日			